

議 会 議 案 第 2 号

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和3年3月18日提出

新居浜市議会議員	山 本 健十郎
新居浜市議会議員	藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員	神 野 恭 多
新居浜市議会議員	伊 藤 謙 司
新居浜市議会議員	大 條 雅 久
新居浜市議会議員	藤 田 豊 治
新居浜市議会議員	藤 田 幸 正

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第126条・第127条」を「第126条—第127条の2」に改める。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第13条第1項中「所定の賛成者とともに」を「所定の賛成者（提出者を含む。以下この項において同じ。）が」に、「以上の賛成者とともに」を「以上の賛成者が」に改

める。

第15条中「他に1人」を「2人」に、「賛成者」を「賛成者（発議者を含む。次条において同じ。）」に改める。

第16条中「賛成者とともに」を「賛成者が」に改める。

第34条中「第1章・第4節」を「前節」に改める。

第90条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第93条第1項中「出席委員」を「出席委員（新居浜市議会委員会条例（平成3年条例第21号。以下「委員会条例」という。）第17条第1項に規定するオンライン出席委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。第131条第2項及び第132条第1項を除き、以下同じ。）」に改め、同条第2項中「退席」を「退席（オンライン出席委員にあっては、委員会条例第15条の2第2項に規定するオンライン出席（以下「オンライン出席」という。）をしないこと）」に、「出席」を「出席（委員会条例第15条の2第2項に規定するオンライン委員会（以下「オンライン委員会」という。）にあっては、オンライン出席を含む。以下この章において同じ。）」に改める。

第118条に次の1項を加える。

- 2 委員長がオンライン出席をした場合における前項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければ」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければ」と、「委員長席に復する」とあるのは「委員長として議事進行を行う」とする。

第127条中「第1章・第4節」を「前章第4節」に改め、第2章第5節中同条の次に次の1条を加える。

（オンライン委員会における互選）

第127条の2 前2条の規定にかかわらず、議会運営委員会及び特別委員会の委員長並びに委員会の副委員長のオンライン委員会における互選の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン出席委員にあつては、この限りでない。

第131条の見出し中「起立」を「挙手又は起立」に改め、同条第1項中「を起立させ、」を「に挙手又は起立をさせ、挙手者又は」に改め、同条第2項中「委員長が」を「委員長が挙手者若しくは」に改める。

第134条の次に次の1条を加える。

(オンライン委員会における挙手者又は起立者の多少を認定し難いとき等の表決)

第134条の2 第131条第2項及び第132条から前条までの規定にかかわらず、オンライン委員会で委員長が挙手者若しくは起立者の多少を認定し難いとき若しくは委員長の宣告に対して出席委員から異議があるとき又は委員長が必要があると認めるとき若しくは出席委員から要求があるときの挙手又は起立によらない表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第136条ただし書中「起立」を「挙手又は起立」に改める。

第138条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

口頭説明